

事業所	名 称(フリガナ) 所 在 地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
	名 称(フリガナ) 所 在 地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
	名 称(フリガナ) 所 在 地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()

変更の事由		
変更事項	旧	新

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 ※印には、記載しないこと。
 3 事業所が複数ある場合は、全ての事業所を記載すること。
 4 印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。

第

号

届出証明書

下記の者については、年月日付けで盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第3条第1項（第13条第1項において準用する場合を含む。）の届出をしたことを証明する。


開始届出書を提出した日 年月日

業の種別 特定自動車解体業
 中古自動車輸出業

氏名又は名称
(法人にあつては代表者の氏名)

事業所の所在地

年月日

三重県公安委員会 

様式第3号（規則第3条第3項関係）

※受理 年月日		※届出 番号		※再交付 年月日	
<p>届 出 証 明 書 再 交 付 申 請 書</p> <p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則第3条第3項（同施行規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により届出証明書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名及び住所</p>					
氏 名		フリガナ			
名称及び代表者の氏名		フリガナ			
事業所の所在地		フリガナ			
業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業			
届 出 番 号					
再交付を申請する理由					

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※欄には、記載しないこと。
- 3 「再交付を申請する理由」には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

様式第5号（規則第4条第1項、第11条関係）

1 特定自動車解体業の場合

特定自動車解体業 (盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例)	
届出番号	
氏名 名称(代表者名)	
事業の概要	

2 中古自動車輸出業の場合

中古自動車輸出業 (盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例)	
届出番号	
氏名 名称(代表者名)	
事業の概要	

備考1 大きさは、縦及び横それぞれ20センチメートル以上とする。

2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3 色は、白地に黒文字とする。

保 管 命 令 書

氏名又は名称

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第8条（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、保管を命ずる。

記

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

年 月 日

殿

三重県 警察署長 印

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

指 示 書

氏名（名称及び代表者の氏名）

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり、指示する。

記

指示事項

理由

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（規則第9条第2項、第11条関係）

生 企 発 第 号
年 月 日

三 重 県 知 事 殿

三 重 県 公 安 委 員 会

指 示 通 知 書

下記の者に対して盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、指示を行ったので、同条例第9条第7項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり通知する。

記

届 出 番 号	
業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業
氏 名 (名称及び代表者氏名)	
住 所	
事業所所在地	
指 示 内 容	
指 示 の 理 由	

営 業 停 止 命 令 書

氏名（名称及び代表者の氏名）

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第10条（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり、業の停止を命ずる。

記

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から
 年 月 日まで 日間

理由

年 月 日

殿

三 重 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号		
勸 告 書		
年 月 日		
殿		
三重県公安委員会 印		
勸 告 を	住 所	
受 け る 者	氏 名	
<p>上記の者に対し、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
勸 告 の 内 容		
勸 告 の 原 因 と な る 事 実		
<p>この勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、盗難自動車の解体又は輸出の防止等に関する条例第12条第2項の規定により、その旨を公表することがあります。</p>		

報告・資料提出要求書

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり、報告又は資料の提出を求めます。

記

報告又は資料の提出を求める理由	
報告又は資料の内容	

【報告又は資料の提出方法】

報告に係る書面又は資料の提出

報告又は資料の提出期限	年 月 日まで
報告に係る書面又は資料の提出先	

口頭による報告

聴取の日時	年 月 日 時 分から
聴取場所	

報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりで。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 □印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。
3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 報告又は資料の提出方法について、「 報告に係る書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、報告・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。

報告・資料提出書には、報告・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は資料の内容を記載して提出してください。

- 2 「 口頭による報告」欄にレ点が付してある場合は、口頭による報告の聴取を行うものとし、この場合には、原則として報告・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による報告の際に資料の提出を希望する場合は、報告・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、報告の当日、資料とともに提出してください。

- 3 「 報告に係る書面又は資料の提出」欄及び「 口頭による報告」欄の双方にレ点が付してある場合は、報告・資料提出書を作成の上、報告の当日、資料とともに提出してください。

- 4 三重県公安委員会は、提出の期限までに報告・資料提出書の提出がないとき（口頭による報告の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。

- 5 口頭による報告の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、報告日時・場所変更申出書により、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（規則第13条関係）

（表）

写 真	第	号
	身 分 証 明 書	
	官職	
	氏名	
上記の者は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年	月	日
三重県公安委員会		

54 mm

86mm

（裏）

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（抜粋）

第14条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業又は中古自動車輸出業が行われている場所に立ち入り、当該特定自動車解体業若しくは中古自動車輸出業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入調査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 略